



拓北・あいの里地区社協ミニ通信

拓北・あいの里地区社会福祉協議会

会長：渡邊 寛 広報部長：森下 満

この広報紙は赤い羽根共同募金の支援を受けています

No 109

令和 8年 5月 25日

**5月12日(火)に社協常任理事会が行われました。
各部の活動状況と今後の予定についてご報告します。**

4月下旬に桜は満開となり、あっという間に散ってしまいました。ゴールデンウィークも終わりました。いまは新緑がまぶしい季節ですね。

■ ボランティア企画部より ■

・生活支援ボランティア活動（サポートたくあい）の実施状況について。

4月に入ってから時節柄、庭の草取りや庭木の処理等の依頼が相次ぎました。（高齢夫婦、高齢一人暮らしの方、3件。）そのうちの1件、花畑の防草シートの敷設については、サポートたくあいでも引き受けて実施しましたが、残りの2件については対応が難しいと判断し、専門業者等へ繋ぎました。また、高齢男性からの室内清掃については、継続して毎月行っています。

■ 総務部より ■

・令和8年度定期総会が5月30日（土）14時から、地区センター1階多目的ホールで開催予定です。

内容は令和7年度の報告事項—事業報告、決算報告、監査報告、令和8年度の事業計画案、予算案、についてです。

・令和8年度より福祉除雪事業が変わります。

主な要件としていた「年齢」から、身体状況や除雪の困難状況を適切に判断できる新たな指標として、「要介護度」を導入することになりました。ただし、前年度に福祉除雪事業を利用し、利用要件に変動のない世帯については、引き続き利用できます。なお、詳細は9月頃の福祉除雪協力員募集の広報をご覧ください。

■ ふれあい交流部より ■

・5月14日（木）のひまわりクラブは地区センター和室A・Bに5組17名の親子さん（親御さん6名、お子さん6名に、あいの里第2協働保育園児5名）が参加され、自由遊び、手遊びうた「いとまき」他、紙芝居・絵本の読み聞かせ、お誕生月のお子さんへのプレゼントとして鯉にまたがる金太郎の折り紙、鯉のぼりのフォトスポットコーナーなどを楽しまれました。

次回のひまわりクラブは6月9日（火）10：00～11：30、拓北・ひまわり会館にて開催予定です。



5組17名の親子さんたちが参加した、5月14日のひまわりクラブ。自由遊びをしている様子。



ひまわりクラブで手遊びうた「いとまき」をしている様子。



地区センターで18名が参加した、4月21日の地域ケア部の例会の様子。手前に車いす等の福祉用具を展示。



地域ケア部の4月例会で、車いす等の福祉用具を体験している様子。

- ・70歳以上の方を対象とする「福まちサロン」は、地区センターと当部との共催で「たくあいサロン」と称して、5月28日（木）10：00～11：30、地区センター多目的ホールにて開催予定です。
また、「福まちサロン」は 6月25日（木）10：00～11：30、地区センター多目的ホールにて開催予定です。

■ 地域ケア部より ■

4月例会は21日（火）18：30～20：00、地区センター2階集会室にて、SOMPO ケア札幌福祉用具・丸山 裕之介（まるやま・ゆうのすけ）さんをゲストに「SOMPO ケアの提供する福祉用具サービス」をテーマに、話題提供をいただき、意見交換を行いました。今回は地区センターでの対面のみで行われ、参加者は18名。

話題は、1.SOMPO ケアの概要紹介、2.介護保険での福祉用具の貸与や購入の対象、非対象、3.介護保険での福祉用具の貸与や購入の選択制、4.福祉用具の展示、体験、の4点です。

1. SOMPO ケアの概要紹介：親会社のSOMPOホールディングス株式会社は、130年の歴史を有する損害保険事業を中核としたグループ企業です。その中のSOMPOケアグループは、従業員数25,000人余の、在宅から施設介護まで“フルラインナップ”の介護サービスを提供しています。

2. 介護保険での福祉用具の貸与や購入の対象、非対象：SOMPO ケアでは数多くの介護に役立つアイテムを取り扱っています。「住みたい場所」で「自分らしい生活」をこれからも続けることを支えるサービスです。できなくなったことをサポートするだけでなく、今までできていることをこれからも続けるために、お客さまのニーズに寄り添い、最適な福祉用具サービスを提案します。

介護保険の適用となるサービスは、介護度に応じた給付限度額の範囲で利用できます。本人負担額は貸与（レンタル）料金の1～3割の負担で利用できます。支給限度額を超えた利用分は全額自己負担となります。直接肌に触れ使用する入浴補助用具、排泄補助用具などは販売対象となります（レンタルできません）。全額支払いをした後、市区町村に申請を行うことで年間10万円を上限として、料金の1～3割の負担で購入することができます。手すりの取付や段差の解消など、身体の状態に配慮した住宅改修を行います。一人20万円を上限として料金の1～3割の負担で工事を行うことができます。（ただし上記に出てくる料金1～3割については、所得金額に応じ負担割合は異なります。）

介護度が要介護2～5の場合は、下記①から⑬すべての福祉用具をレンタルすることができます。（①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦手すり、⑧スロープ、⑨歩行器、⑩歩行補助つえ、⑪認知症老人徘徊感知機器、⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）、⑬自動排泄処理装置。介護度が要支援1～2及び要介護1の場合は、上記⑦から⑩の福祉用具のみレンタルすることができます。（一部例外があります。）

3. 介護保険での福祉用具の貸与や購入の選択制：2024年の4月1日より、「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象用具となり、すなわち利用者さん側からすると、これらの福祉用具をレンタルするか購入するか、選択できるようになりました。長期使用を見込む場合、月額レンタル料よりも一括購入の方が経済的に有利であるメリットがありますが、身体状況が変化すると交換ができないデメリットがあります。一方レンタルは、身体状況の変化に応じて別の用具に切り替えやすく、初期費用が少なくすむというメリットがあります。なお、購入するに当たっては必ずケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください。

4. 福祉用具の展示、体験：福祉用具として、①車いすが2点（自走式と介助式）、②据え置き型手すりが2点、③杖が4点（4点杖が3、3点杖が1）、それぞれ展示され、参加者が体験しました。乗り心地の良い車椅子、ずっしりと重く動きにくい手すり、とても軽い杖など、参加者にとって興味深い、意義深い体験となったようです。

なお、5月例会は19日（火）18：30～20：00、地区センター2階集会室にて、ケア施設町内会事務局長・長谷川聡（はせがわ・さとし）をゲストに「ケア施設町内会のこれから」をテーマに、話題提供をいただき、意見交換を行いました。その内容については次号の110号で報告いたします。

◇ 今後の予定 ◇

6月例会は16日（火）18：30～20：00、地区センター2階集会室にて、特別養護老人ホーム フローラルさつなえ施設長の高谷敦生（たかや・あつお）さんをゲストに「道具七分に腕三部」をテーマに、当会事務局長・長谷川聡と「対談」を行う予定です。

なお、6月例会は対面で行いますので、参加希望者は当日直接会場へお越しください。